

# 平成 26 年度事業報告書

## 1. 概況

近年、経済のグローバル化は着実に進んでおり、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）、日中韓 FTA、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）など、地域経済圏の創設に向けた動きが活発化している。

これらの地域経済圏の創設や、平成 26 年 11 月に WTOにおいて採択された貿易円滑化協定のメリットを最大限享受するためにも、国際貿易取引等に係る各種手続の簡素化、電子化の推進がますます肝要となっている。

当協会は、昭和 49 年の創設以来、国連 CEFACT<sup>1</sup>の我が国唯一の窓口機関として、また、AFACT<sup>2</sup>の主要メンバーとして、国内外における貿易関係手続に関する国際標準化活動へ積極的に参画するとともに、我が国をはじめとする世界各国の貿易取引を巡る新たな制度等に係る調査研究活動及び「日本輸出入者標準コード<sup>3</sup>」に係る維持・管理業務を行ってきているところであるが、平成 26 年度に計画した各種事業についても、関係団体等のご協力を得て滞りなく実施することができた。

## 2. 事業計画等の承認

平成 26 年度事業計画及び収支予算については、平成 26 年 3 月 6 日（木）に開催された第 3 回理事会において議決され、その後平成 26 年 3 月 27 日（木）に開催された第 2 回評議員会において承認された。

## 3. 事業別活動

### （1）広報等普及事業

<sup>1</sup> 国連 CEFACT は、国連 ECE/WP.4（貿易手続簡素化作業部会）が平成 9 年 3 月に発展的に改組されたもので、現在の正式名称は、The United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Business（貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター）という。改組当初は、『行政、商業、運輸に関する手続及び実務簡素化センター』と呼んでいたが、平成 12 年 3 月、略号の UN/CEFACT はそのままで、その名称のみが変更されている。

<sup>2</sup> AFACT は、Asia Pacific Council for Trade Facilitation and Electronic Business（貿易円滑化と電子ビジネスのためのアジア太平洋協議会）といい、従来の「アジア EDIFACT ボード（ASEB）」が、平成 11 年 9 月の第 17 回ソウル会議において発展的に改組され、AFACT の略称はそのままで太平洋地域を加え、非政府組織として活動している。

<sup>3</sup> 日本輸出入者標準コードは、昭和 43 年、日本船主協会がコンテナ化に対応するため開発した輸出入者符号表（いわゆる「船協コード」）が前身であり、昭和 58 年から（一財）日本貿易関係手続簡易化協会が保守・管理を行っている。

平成 26 年度の広報等普及事業については、その具体的事業を①広報普及事業、②制度・電子化調査研究事業、及び③国際機関との連携推進事業に区分し、それぞれの事業を以下のとおり実施した。

#### イ 広報普及事業

- ① 国連 CEFAC T が推進する貿易関係手続の電子化及び電子商取引のための国際標準化の動向、各種勧告、我が国及び諸外国の法令、手続き、政策の動向等の情報を収集し、当協会が発行する広報誌（「月刊 JASTPRO」、月 1 回発行）並びにホームページ上に編集・掲載するとともに、当協会の賛助会員及びこれらの動向等に関心を有する関係団体・機関、企業等に幅広く配布した。また、当協会の窓口での閲覧等を可能とするとともに、希望者に対して無償で配布した。
- ② （一社）全国中小貿易業連盟が兵庫・大阪・横浜地区において開催した時局講演会（3 地区で約 250 名が参加）に、また、財務省税関研修所での税関職員を対象とした専門研修等（3 回で約 350 名が参加）に、さらには（公財）日本関税協会主催の貿易実務研究部会（約 60 名が参加）に、それぞれの要請に基づき講師を派遣し、国連 CEFAC T の動向や貿易関係手続の簡素化・電子化に関する普及・促進活動を行った。
- ③ 平成 25 年度事業として実施し報告書として要約した「海上運送書類に関する手続き簡素化に向けた調査研究」の概要について、その提言内容（船荷証券（B/L）の利用から海上運送状（SWB）への利用促進策等）を、国際サプライチェーンに関与する全ての関係団体・企業等の皆様へ周知・徹底すべく、当協会の広報誌等に連載で掲載した。  
併せて、当該調査研究を進める中で、貿易取引に関する①売買、②物流、③金融、そして④貿易管理の 4 分野から構成される相互の関連性等について、これを分かり易く解説していくことが必要であるとの認識に立ち、早稲田大学の名誉教授で当協会調査委員会の委員長を長年務めている「椿弘次様」にお願いし、「貿易の実務と理論」とのテーマにて、当協会の広報誌に（平成 26 年 9 月以降）連載で掲載することとした。
- ④ 国連 CEFAC T がこれまで歩んできた貿易関係手続簡素化・貿易円滑化に向けた活動の歴史について、関係団体・機関等の皆様に理解いただくことを目的に、国連 CEFAC T 活動に係る重要な意思決定を行う総会（平成 9 年 3 月の第 1 回～平成 27 年 2 月の第 21 回開催まで）での審議内容等をもとに、そのトピックを「国連 CEFAC T の歩み」として要約のうえ製本化し、関係機関・団体等へ広く配布した。

#### ロ 制度・電子化調査研究事業

平成 26 年度においては、制度・電子化調査研究事業として以下の 3 事業について、それぞれ実施した。

- ① 電子インボイスに係る諸外国での運用状況とその利用促進に関する調査研究

我が国政府は、広域経済連携に係る協定の実現に向けて積極的な取組みを展開しており、と同時に我が国企業においても、諸外国との間において貿易ビジネスの改善に向けた取組みを進めている。このような取組みが進む中で、貿易手続きの簡素化と電子化の更なる推進及び利便性向上のためには、一国内での電子化に留まらず、国境を越えた電子データ交換を実現することが肝要である。

平成 26 年度調査研究事業として当協会は、我が国での NACCS により提供されている「電子インボイス業務」機能の利用が充分には進まない状況等に焦点をあて、諸外国、特にアジアの中でも貿易関係書類の電子化が進む、シンガポール、台湾、及びタイにおける電子インボイス業務の実態と課題等について現地調査を行い、その結果、電子インボイスの促進に向けた「電子インボイス利用促進のための提言」として報告書に要約のうえ関係機関等に対して情報提供を行った。

この提言に係る取組みは、国連アジア太平洋経済社会委員会（国連 ESCAP）事務局や、NACCS センターが参画している PAA(Pan Asian e-Commerce Alliance)<sup>4)</sup>においても注目を集めることとなり、それぞれの場において現在その実効性について協議が行われている。

## ② 出港前報告制度（日本版船積 24 時間前ルール）に関する情報提供

我が国においては、積荷目録に係る電子的提出を義務付ける、いわゆる「出港前報告制度」が、平成 26 年 3 月 10 日から実施に移された。

当協会は、本制度実施に関する NACCS への電子的な報告やこの報告に当たってのサービスプロバイダーの活用方法等、国内関係業界等への制度の円滑な導入に向けた一助とするため、財務省関税局や NACCS センターが関係団体等に行う制度運用に関する通知内容に、当協会としてのコメントを加えて情報提供するとともに、当協会に対する関係企業等からの具体的な事例に関する照会に対しても関係当局と個別に協議し回報する等、時宜に応じた対応に努めた。

## ③ 国連 CEFACT 日本委員会の活動に対する支援

国連 CEFACT 日本委員会（JEC<sup>5)</sup>）は、我が国において国連 CEFACT が開発する勧告や標準の普及・促進活動を支援するための組織として平成 2 年に関係業界団体、企業等により設立された（当協会が事務局）。

JEC 委員会は、総会を平成 26 年 7 月に、運営委員会を平成 26 年 6 月及び平成 27 年 2 月にそれぞれ開催し、また、JEC 委員会の下部組織である「国連 CEFACT 標準促進委員

<sup>4)</sup> PAA とは、アジア・環太平洋圏における貿易・通関に関する手続き、フォーマットの標準化策定及びクロスボーダー電子商取引に関わるサービスの提供を目的とした民間の任意団体。現在のメンバーは、日本、香港、シンガポール、台湾、韓国、中国、マレーシア、マカオ、タイ、フィリピン、インドネシアの 11 のメンバーで構成されている。

<sup>5)</sup> JEC(UN/CEFACT Japan Committee)：平成 19 年 6 月 25 日開催の EDIFACT 日本委員会（JEC）総会において、JEC の略称はそのままとし、フルネームを国連 CEFACT 日本委員会に改称するとともに規約の一部改正を行い現在に至っている。

会」を平成 26 年 8 月及び平成 27 年 1 月の 2 回にわたり開催した。当協会はその事務局として、国連 CEFAC ト 総会への対応の協議、国連 CEFAC が進める国際標準化に向けたプロジェクトや各種勧告（勧告第 40 号「官民協議のベストプラクティス」の審議）に関する我が国関係業界の意見の集約等を実施するなど、所要の支援を行った。

なお、JEC 委員会の下には、他の団体が事務局を務める「AFACT 旅行関連日本部会」及び「サプライチェーン情報基盤研究会」が設置されており、各部会等が開催する委員会に可能な限り参画し、それぞれの活動が有効に機能するよう支援を行った。

#### ハ 国際機関との連携推進事業

平成 26 年度においては、国連 CEFAC はもとより、我が国の貿易相手国としてのウエイトが高いアジア太平洋地域の各国が加盟する AFACT 会合等など以下の会合へ参加し、その概要を要約の上、当協会の広報誌やホームページに掲載し、賛助会員をはじめ、関係団体・機関、企業等に幅広く情報提供に努めた。

##### ① 国連 CEFAC 総会等への参加

国連 CEFAC の総会は、年一回ジュネーブにて開催され、また、フォーラム会議は、春季と秋季の年 2 回開催（ジュネーブ等）されている。

平成 26 年度の総会及びフォーラムは、以下のとおり開催され、それぞれの会合に専門家等を派遣し、国際標準化の策定に向けた各種プロジェクトの進捗状況等に関する情報を収集した。

###### ○ 第 23 回国連 CEFAC フォーラム（ジュネーブ、スイス）

：平成 26 年 4 月 7 日（月）～11 日（金）

《トピック》①WTO 貿易円滑化協定に関する国連 CEFAC のアプローチ

②平成 25 年度の JASTPRO 調査研究事業に関する報告

（海上運送書類に関する手続き簡素化に関する調査研究報告）

###### ○ 第 20 回国連 CEFAC 総会（ジュネーブ、スイス）

：平成 26 年 4 月 10 日（木）～11 日（金）

《トピック》①国連 CEFAC の戦略方針改定の検討

②ビューロ副議長の改選など

###### ○ 第 24 回国連 CEFAC フォーラム（ニューデリー、インド）

：平成 26 年 10 月 27 日（月）～31 日（金）

《トピック》①日本からのプロジェクト提案（Remittance Advice（支払通知）拡張提案）に関する検討

《提案内容》取引当事者の入金消込業務の改善など

②勧告第 36 号：シングルウインドウの相互運用性の確立など

○第 21 回国連 CEFAC T 総会（ジュネーブ、スイス）

：平成 27 年 2 月 16 日（月）～17 日（火）

《トピック》①国連 CEFAC T の戦略方針改定及び活動計画案の承認

②ビューロ議長の改選など

② AFACT 会議への参加

当協会は、AFAC T の創設メンバーとしてこれまでも AFAC T の諸活動に積極的に参画してきた。

平成 26 年度の AFAC T 会合は、以下のとおり開催され、それぞれの会合に専門家等を派遣し、各 WG の活動成果等に関する情報を収集した。

○第 32 回 AFAC T 中間会議（チェンマイ、タイ）

：平成 26 年 5 月 29 日（木）～30 日（金）

○第 32 回 AFAC T 総会（バンコック、タイ）

：平成 26 年 11 月 25 日（火）～28 日（金）

《トピック》①国連 CEFAC T アジア・太平洋地域ラポータ候補者の選任

②アジア地域 CCL (Core Component Library) の利用促進など

③ 国連 CEFAC T アジア太平洋地域ラポータ<sup>6</sup>活動への支援

国連 CEFAC T は、国連の場で合意された国際標準や諸勧告を世界的に普及・促進等を図るべく、各地域にラポータを選任し活動を展開している（現状はアフリカとアジア・太平洋の 2 地域）。

当協会の業務一部長は、平成 25 年 6 月に開催された第 19 回国連 CEFAC T 総会において、アジア・太平洋地域ラポータに任命され、その後、平成 27 年 2 月に開催された第 21 回国連 CEFAC T 総会にて再任された。

当協会においては、アジア・太平洋地域における貿易円滑化及び電子化の推進が我が国にとっても重要であるとの認識に立ち、これまで同様 AFAC T 会議等への参画や、アジア各国の貿易円滑化と電子ビジネスの普及・促進に向けた諸活動に、同ラポータを参加させるなど当該活動を全面的に支援した。

④ APTFFへの参加

国連 ESCAP は、アジア開発銀行の協賛により、アジア太平洋地域の貿易円滑化と電子化を促進するため、平成 21 年以降毎年秋に、APTF F(Asia-Pacific Trade Facilitation Forum : アジア・太平洋貿易円滑化フォーラム)を開催している。

<sup>6</sup> ラポータとは、フランス語の Rapporteur の英語読みで、国際会議等で特定任務のために任命される専門家のことで、任務の遂行状況を当該会議に報告する役割を負う。現在、国連 CEFAC T では、アジア太平洋地区とアフリカ地区にラポータ 2 名が任命されている。

当協会は、平成 26 年 9 月 24 日（水）～25 日（木）の 2 日間、バンコック（タイ）にて開催された第 6 回会合に 2 名の専門家等を参加させ、アジア太平洋地域における貿易関係手続の電子化の進捗状況等の情報収集に努めた。なお、同会議には国連 ESCAP 加盟 40ヶ国（加盟国は 62ヶ国）及び国連 ECE、世界銀行、アジア開発銀行、国連貿易開発会議（UNCTAD）、世界税関機構（WCO）等の国際機関から約 250 名が参加した。

《メインテーマ：貿易円滑化に向けた包括的な開発》

（WTO貿易円滑化協定のアジア太平洋地域への影響など）

#### ⑤ UNNExTアドバイザリ会議

UNNExT (United Nation Network of Expert on Paperless Trade in Asia and the Pacific : 国連アジア太平洋電子取引専門家ネットワーク) は、国連 ESCAP 及び国連 ECE (国連欧州経済委員会) が協力して平成 21 年に発足したものであり、アジア太平洋地域の発展途上国を中心に、国際標準に基づく電子取引 (Paperless Trade) と貿易手続のシングルウィンドウ化を促進するための地域情報ハブを目指し、活動を行っている。

平成 26 年度は、上記 APTFF 会合に合わせて開催され、貿易円滑化のための地域協定や農業関連貿易円滑化のための電子取引等に関する情報を収集した。

### （2）日本輸出入者標準コード事業

日本輸出入者標準コード（以下、「コード」という。）は、我が国において輸出入業務を行う当事者を特定する最も基本的なコードであり、NACCS の利用者（税関、通関業者、船会社、航空会社、倉庫業者、運送業者、銀行等）は、このコードを入力することにより、貿易業者名等を識別して入出力や検索が可能となっている。

平成 26 年度においても、このコードの発給及びその保守管理を適切に行うとともに、国際物流の迅速化の実現に資するよう更なる利便性の向上に努めた。

なお、財務省・関税局は、平成 27 年 2 月 13 日付けで、平成 29 年 10 月の NACCS 第 6 次更改に併せ、それ以降の税関長に提出する輸出入申告等においてはマイナンバー法に基づく「法人番号」に一本化する予定である旨公表した。

本件公表に伴い平成 29 年 10 月以後、コードの新規登録等に関する事業の廃止といった措置を講ずる必要性が想定される。このため当協会においては、当協会が発行するコードの運用等について関税局や NACCS センター等関係者との協議を行いつつ、その適切な運用に関する対応に努めた。

### （3）その他の事業

#### イ セミナー等開催事業

平成 27 年 2 月 5 日（木）、中央区日本橋茅場町に所在する「鉄鋼会館 8 階 801 号室（大ホール）」において「平成 26 年度 JASTPRO セミナー」を開催した。

今次セミナーにおいては、“アジアとの貿易円滑化に向けた取組み”と題し、第一に、「アジア各国とのビジネスインフラ共有に向けて」、第二に、「日本型通関システムの海外展開について」、第三に、「我が国港湾 EDI システムの ASEAN 諸国等への展開について」をそれぞれテーマとし取り上げて開催したところ、関係機関及び団体、商社、荷主、船会社、フォワーダー、損害保険、IT 事業者等から 140 名を超える応募があり、セミナー当日は約 110 名が参加した。

なお、同セミナーの講演内容については、当協会の広報誌である「月刊 JASTPRO」に要約のうえ掲載し、アジアでの貿易手続に関する電子化の動き、我が国の通関システム（NACCS）や港湾 EDI システムの海外展開の実態について、国内関係企業等に広く紹介するなど、当該講演内容が有効に活用されるよう努めた。

#### □ 受託調査事業

平成 26 年度については、当協会が実施可能なテーマでの調査事業のオファーがなかつたため、受託調査事業は実施できなかった。

(以上)